

指定管理業務を行うにあたっての基本方針

公益社団法人藤沢市観光協会は、「藤沢市域を中心とする観光宣伝活動に関する事業を推進することにより、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的とした公益社団法人」であり、「公の観光施設の管理運営実績」には、市民から高い信頼と評価を頂き、平成17年度から本施設の指定管理者として、施設の位置する江の島の特徴や環境を理解し従事してきた実績と信頼を踏まえ周辺の磯場等にも配慮した管理運営に取り組んでまいりました。

そして、指定管理者として条例、規則、その他関連法令を遵守し、藤沢市観光振興計画の施策を十分に理解した上で、効率的な経費削減を図り各種事業を展開し、利用者のサービス向上に努めてまいります。

藤沢市江の島岩屋の管理運営の基本方針

「江の島岩屋」は藤沢市における最大の観光資源である江の島の最奥部に位置します。藤沢市の観光集客施設として非常に重要な位置付けにあることを十分に理解し、「市民の余暇利用の増進と観光振興に資する」ため、国内外から訪れる観光客に安全で快適な施設サービスを提供してまいります。

当協会は、江の島岩屋再開時（平成5年度）から管理運営に携わった経験と実績並びに江の島地域の住民から得た信頼を踏まえ、総合的な管理運営方針を「古の江の島の伝説と歴史・自然の力の素晴らしさの発見」として、次に掲げる管理運営方針のもと、これまで培ってきたノウハウを最大限に発揮して、市民の余暇利用の増進と観光振興に寄与してまいります。

総合的な管理運営方針

「古の江の島の伝説と歴史・自然の力の素晴らしさの発見」

- (1) 自然の施設を手軽に安全に観光
- (2) 江の島の歴史と伝説の提供
- (3) 関連観光施設や地域との連携によるイベント等の開催

上記の方針に基づき、次の管理運営に取り組みます

① 自然の施設を手軽に安全に観光

- ・日々変化する洞内の岩盤の状態を毎日点検します
- ・スタッフは万が一の怪我等に対応するため上級救命講習を受講します
- ・救急セーフティーステーションとして AED を設置し磯場での緊急時にも対応します
- ・荒天時や台風接近時は、速やかに必要各所と協議し観光客の安全第一に施設の閉鎖を行います
- ・地震による津波等発生時、安全に観光客を避難誘導するため訓練を定期的に行います

② 江の島の歴史と伝説の提供

- ・江の島の歴史をパネルや写真で紹介します
- ・江の島生まれの伝説「天女と五頭龍」の絵を展示しパネルで紹介します
- ・与謝野晶子の歌碑にある燭を再現するため、ろうそくを貸し出し、雰囲気を深めます
- ・貸し出す手燭には、江の島に縁の弁天様、五頭龍、亀をデザインし期待感を高めます

- ・洞内を神秘的な音で演出します
 - ・江の島詣でをした北条家にまつわる伝説の紹介や家紋を配置します
- ③ 関連観光施設や地域との連携によるイベント等の開催
- ・江の島灯籠、ライトアップイベント等江の島全体のイベントには装飾して演出します
 - ・地元商店街と連携して四季折々の誘客のぼりを作製してPRします
 - ・江の島岩屋のロゴのデザインを商店街のユニホームやジャンパー等に活用します
 - ・島内観光施設と連携し1日楽しめる割引周遊チケット「江の島1day パスポート」を販売しお客様の増加を図ります

「公の観光施設」として

当協会は、藤沢市の指定管理者として管理運営する公益社団法人であることを常に認識し市民・観光客に対し真摯で公明正大な心で接し、快適で安全な施設管理を目標にします。また、藤沢市の施策を理解し、必要な規程を定め、職員はこれを十分自覚し、責任を持って観光施設管理業務に従事しています。

（１）個人情報・情報公開の取扱い、職員への周知徹底等について

①個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各行事イベントの参加者、協賛の申込者などの事務局で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、藤沢市の個人情報保護条例に基づき「公益社団法人藤沢市観光協会個人情報保護に関する規程」を定め適切に運用しています。

②職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び事務局会議、ミーティング等において周知徹底します。

③情報公開・守秘義務

当協会は、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、市の情報公開条例に基づき定めた「公益社団法人藤沢市観光協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第7条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示します。

（２）環境への配慮

「藤沢市環境基本条例」の基本理念に基づき、施設周辺の多様な動植物が生息する環境を保全・育成し、省エネルギーなどの環境にやさしい活用を促します。

（３）人権施策について

人権とは、すべての人が生まれながらにもっている権利です。職員には、「世界人権宣言」第1条と「日本国憲法」第11条・第97条の周知、徹底を図り、「藤沢市人権施策推進指針」を理解し、一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

（４）暴力団排除について

「藤沢市暴力団排除条例」の基本理念である、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であることという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、県、市民、事業者及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し及び協力して推進されなければならない。ということを基に、当協会では「公益社団法人藤沢市観光協会暴力団排除要綱」を定め適切に運用します。